

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正案等に関する意見募集の結果

通し No.	個人/ 法人	意見	御意見に対する考え方及び修正	命令等への 反映の有無
1	不明	国民のプライバシーを丸裸にするようなことには反対です。また、銀行口座や医療分野など、範囲の拡大についても大反対です。年金情報の流出が相次いでいたり、情報の管理にも大変危惧しています。	御意見として承ります。	無
2	個人	法律に追従したものとして適切な改正内容と思われたが、アクセス管理を適切に行い、またアクセス履歴はちゃんと取るように求めたい。 地方公共団体等においてはアクセス端末をロックもせずに放置していたりする場合が往々にして存在する様子であるので、問題となるアクセスによる情報漏洩状況を把握するためにも、計算機フォレンジクスの観点から、アクセスのログ記録機能を備えるようにしていただきたい。 (なお、アクセス端末を放置していた事態については、当方が住む県の県庁の保護・援護課の計算機室スペースで確認した。計算機が画面ロックもされずに複数放置されていたのであるが、ここで別件で話をしようと思い訪れた当方を一人部屋に残したまま職員は部屋から全員いなくなってしまったのである。あまりに不用心であると思ったのであるが、各行政機関や日本年金機構(ここも、端末を放置して、WindowsPCのUSBポート等を無防備に晒した状態で相談スペースに相談者を一人で放置していたりしていた。)等の法定法人について、非常にセキュリティが不安な状況というのが当方の知るだけでも多々存在するので、「存在するはずの無いアクセス」を把握するためにも、端末及び使用者の認証を行うとともに、個人番号等についてのアクセス履歴について残すようにしていただきたいと考える。本日(平成28年11月28日)、防衛省・自衛隊システムに防衛医科大学経由での不正なアクセスがあったとの報道があったが、この様な事が全国の地方公共団体等で頻発する様になっては問題であるので、侵入を試みる者を牽制するためにも、アクセス管理と履歴取得には気を使っていたいただきたい。)	今回の改正と直接の関係はございませんが、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準(平成27年総務省告示401号)において、不正アクセス行為等による特定個人情報の不正な提供の求めの防止等について規定し、情報照会者等は必要な措置を講ずることとしております。 なお書き以下は、御意見として承ります。	無